

令和6年4月4日

指定生活介護事業所 管理者 様
指定短期入所事業所 管理者 様
指定自立訓練事業所 管理者 様
指定就労移行支援事業所 管理者 様
指定就労継続支援A型事業所 管理者 様
指定就労継続支援B型事業所 管理者 様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい支援課長
運営指導課長

食事提供体制加算の経過措置延長に伴う取扱いについて

平素は、本市障がい者福祉施策の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標題につきまして、令和6年3月31日までの経過措置とされていた食事提供体制加算ですが、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において一定の要件のもと令和9年3月31日まで経過措置が延長されることになりました。

つきましては、下記の通り取扱いをお知らせしますので、ご確認のうえご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 食事提供体制加算の概要

食事提供体制加算については、令和6年3月31日までの経過措置とされていましたが、食事提供時における栄養面での配慮を評価する観点から、一定の要件を満たす場合に算定可能としたうえで、令和9年3月31日まで経過措置が延長されることとなりました。

各事業所においては、要件をご確認のうえ、適切に運用していただきますようお願いいたします。

詳細につきましては、厚生労働省ホームページより、報酬算定告示及び留意事項通知等をご確認ください。

※令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

《食事提供体制加算の見直し》

通所系：30 単位/日 短期入所、宿泊型自立訓練：48 単位/日

〔現 行〕

収入が一定の額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割 16 万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して食事の提供を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

〔見直し後〕

収入が一定の額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割 16 万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、次の①～③のいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

- ① 管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること。
- ② 利用者ごとの摂食量を記載していること。
- ③ 利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること。

2 栄養ケア・ステーション、保健所等の管理栄養士等による献立の確認方法について

栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士等による献立内容の確認を希望される場合等は、大阪府栄養士会 栄養ケア・ステーションにお問い合わせいただき、調整していただきますようお願いいたします。

なお、問い合わせ先については以下の通りとなります。

【大阪府栄養士会 栄養ケア・ステーション】

開設日：月曜日～金曜日

開設時間：10 時～18 時

Tel：06-6942-2499

FAX：06-6943-7670

Mail：eiyoucare.osaka@gmail.com

【問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい支援課 Tel：06-6208-8074 FAX：06-6202-6962

運営指導課 Tel：06-6241-6520 FAX：06-6241-6608